

会 議 録

- ・ 会議の名称 富士川町介護保険運営協議会
富士川町地域包括支援センター運営協議会
(合同会議)
- ・ 会議日時 令和6年2月13日(火)午後7時30分～午後8時30分
- ・ 開催場所 富士川町役場 2階会議室201～203会議室
- ・ 出席者 委員13名(欠席者1名)
事務局5名(うち1名サーベイリサーチセンター)
傍聴席0名

・ 運営協議会内容

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事
 - (1) パブリックコメントについて
 - (2) 第9期介護保険事業計画(案)について
 - (3) 介護保険料について
 - (4) 介護保険事業報告について
 - (5) 地域包括支援センター事業報告について
 - (6) その他
- 4 その他
- 5 閉会

・ 発言内容

議事

- (1) パブリックコメントについて

令和5年12月28日から令和6年1月29日まで、計画の素案に対する意見募集を行った。

役場窓口およびホームページにおいて閲覧を実施。結果は0件。

< (1) についての質疑応答はなし >

(2) 第9期介護保険事業計画(案)及び(3)介護保険料についてについて
資料に基づき事務局から説明

<(2)、(3)についての質疑応答>

委員： 今後の保険料の見通しについて、上がるのか下がるのか知りたい。

事務局： 介護保険サービス給付費の増減により左右されるが、来期の保険料の基準額設定の6,100円が、現状の6,200円に戻るか、もしくは現状維持の見通し。

委員： 被保険者の保険料の推計値について、所得段階別加入者数の見込みにおいて令和6年から令和8年度にかけて、第9段階から第13段階の加入者数が変化なしで見込まれている。ここの値が増減した場合、全体の保険料の収入に影響が出る可能性はないか。

事務局： 今回の人口推計には所得の要素は加味をしていない。推計では抽出できない要素であるため、令和6年から令和8年度の部分は13段階までの全体の構成比を揃える形で人数を割り振っている。

例えば、第1段階の令和6年の722人というところで14.4%とある。これは全体の数5,006人の内の14.4%が第1段階の人数となるが、このように各段階で構成比をパーセンテージで割り振った結果、3年間は大体同じ程度の人数になると予測した。短期のスパンでは数値に変化が無いように見えるが、人口の変動には対応した数値となっている。

委員： 所得段階が9段階(320万円)の人と、13段階(720万円)の人の保険料の差が少ないように思える。

事務局： 今回の保険料率の設定は国の基準に従った。規模の大きい自治体では、独自に率を設定しているところもあるが、今回は6,100円のという基準で保険料が収まる範囲だったのでこのような設定となった。今後給付が急激に増加し、保険料を上げなくてはならなくなれば町の状況を考慮して独自の設定をする可能性もある。それは来期以降の課題になる。

(4) 介護保険事業報告について及び(5) 地域包括支援センター事業報告について資料に基づき事務局から説明

<(4)、(5)についての質疑応答>

委員： 介護保険事業の中で、地域密着型のデイサービスの事業と包括支援センターのこつこつ教室や筋力教室は活動内容が重複しているように思う。事業を一つに絞り効率的に行うべきではないか。

事務局： デイサービス事業は介護保険のサービスだが、包括支援センターの教室は介護予防の事業であり介護保険のサービスを受ける手前の方向けの事業であり、根本的に別の事業である。また、教室ごとにプログラムの段階が違うものとなっており、重複はしていない。

委員： 介護給付費および介護予防給付費において特定施設入居者生活介護と介護予防特定施設入居者生活介護の費用が令和7年度から急激に伸びる予想となっているが、理由を知りたい。

事務局： 令和7年度から事業所において新業態になる予定がある。それを加味した数値となっている。

委員： 包括支援センターの事業報告の中で、成年後見人制度利用促進事業で令和6年度から中核機関の設置とあるが、成年後見制度を利用してる方は何名ぐらいいるのか。また中核機関の設置の目的や、設置をした後の市民後見人の養成には事前に資格が必要なのか知りたい。

事務局： 利用人数については手元に資料がないため、後日回答する。機関の設置目的については制度の周知や相談窓口の一本化、市民後見人の養成を目的としている。開催する研修を受講してもらう形式のもので、受講に事前の資格取得は要しない。

○総括

委員： 計画策定にあたり感じたことは、事業の住み分けをするというのは難しく、住民からするとイメージが付かずに区別出来ない。どの対象者が、どの事業に位置づけられるのかが明確になっている、全体像が可視化された計画を立てるのが理想だということ。給付費を抑えて効率的な事業展開を図る上でも大切なことと考える。

保険料に関しては、今回は国基準に従ったものとなったが、第9期計画を進める中で、町独自の基準というものも考えても良い。数字ベースでの計画づくりになりがちだが、住民の顔が浮かぶような事業展開が出来たらと思う。

以上

令和6年2月29日